

職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 6 号

職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間等に関する条例（平成 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。